

大環政第186号
令和5年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造 様

大津市長 佐藤 健司

国道161号 小松拡幅13工区に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和5年6月30日付け滋環政第521号にて依頼のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。

国道 161 号 小松拡幅 13 工区に係る環境影響評価準備書に対する大津市長意見

本環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見は次のとおりである。

1 (全体的事項)

- ① 本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されておらず、事業の詳細計画及び事業の具体化に伴い、現段階で予測しえない社会構造や自然環境の変化が見込まれる。したがって、事業の評価書段階並びに事業の実施段階において、工法や社会情勢の変化に伴う環境影響の増加の恐れが生じた場合には、その変化の状況に応じ、環境への影響について必要な環境保全措置を再検討すること。
- ② 評価書において、できる限り環境保全措置を具体化するとともに、今後追加的な環境保全措置を検討する際は、防災対応も含め、関係機関等と事前に調整を十分に行い、措置の内容が十分なものとなるよう、専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ③ 評価書作成においては、準備書からの修正点及び追加事項、さらに事後調査を含め、正確性を期すために記載内容を改めて精査するとともに、変更が大きい場合には、評価書作成までに地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- ④ 事後調査を適切に実施するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ追加的な環境保全措置を講じ、事後調査報告書に示すこと。

2 (個別的事項)

(水質、動植物及び生態系)

- ① 対象事業実施区域は、河川や琵琶湖に非常に近い地域であり、土地の改変による土砂流出や濁水流出等によって、水質・水環境、動植物や生態系への影響が懸念される。このため、可能な限り、改変を抑制したうえで生物の生息・生育域を維持し、濁水対策や植物の移植等、適切な環境保全措置を講ずることにより、環境への影響を回避又は極力低減すること。
- ② 河川や琵琶湖、生物の生息・生育状況を定期的に把握し、水質や生態系の保全に努めること。台風や線状降水帯などが多く発生していることを踏まえ、異常降雨の場合の環境保全措置についてあらかじめ検討することが望ましく、評価書に追記すること。

(騒音、振動)

- ① 工事を具体化する段階では、工事騒音や車両の走行騒音の影響も踏まえて計画するとともに、車両走行時間を分散するなど負荷の低減を図ること。
- ② 防音パネル等の設置については、住環境への影響を考慮したうえで環境保全措置の実施を検討すること。

(景観)

- ① 景観シミュレーションは主要な視点場のみならず、地域の風景をより多くの地点から全体で捉えることができるよう実施し、事業の影響評価の追加及び検討を行うこと。
- ② 構造物のデザイン等を具体化する段階では、住民意見や専門家の助言を踏まえて検討し、防音パネル・照明等の付帯的な構造物の影響も含めて評価を行い、環境保全措置に努めること。

(鳥類)

- ① ミサゴの生息状況を工事直前にも確認し、特に騒音等に敏感な繁殖活動の可能性がある場合には、工事の一時的中断を含め、適切な配慮について、専門家に意見を求め、柔軟に対応すること。

(文化財、伝承文化)

- ① 工事前や工事中において、文化財として判断されうるものが工事ルートで発見された場合は、速やかに関係機関に相談し、文化財保護を念頭においた対策を検討すること。

3 (その他配慮すべき事項)

その他配慮すべき事項に関する意見は次のとおり。

課名	意見
道路・河川管理課	下流域への土砂流出や濁水流出に注意すること。
予防課 (消防局)	危険物の貯蔵、取扱いがある場合には、貯蔵及び取扱いを行う工事区域を管轄する消防本部と事前に協議を行うこと。